

研究助成に関する契約書

武田薬品工業株式会社（以下、「甲」という。）と XXXXXXXX（以下、「乙」という。）とは、以下のとおり乙に所属する [XXXXXX]（以下「研究者」という。）が実施する研究の助成に関する契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（目的）

- 第1条 本契約は、研究者が甲に提出した 2022年10月XXX日付「Takeda Japan Medical Office Funded Research Grant 2023 申請書」（以下、「申請書」という。）に記載の研究「XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX」（以下「本研究」という。）の実施を助成するために、甲が乙に対して、本契約第4条に定める助成金を支払うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 甲および乙は、甲と乙との取引関係を獲得し、維持し、またはそれらの見返りとする目的で、助成金が支払われるものではないことを確認する。
- 3 研究助成期間は、本契約締結日から 2025年3月31日 までとする。

（信義誠実の原則）

第2条 本契約は、甲乙双方が対等な立場における合意に基づいて締結するものであり、甲および乙は、法令および信義に従って誠実にこれを解釈および履行するものとする。

（書面の原則）

第3条 本契約にかかる変更、通知、報告、解除、申出、承諾等は、書面によらない限り、その効力を生じない。

（助成金の金額）

- 第4条 甲は、本研究の運営経費にあてるための助成金として、金XXXXXXXXXX円（消費税込み）を乙に支払う。
- 2 甲及び乙は、(i) 本契約の締結をもって、甲が乙に対して、助成金の交付を行うこと、(ii) 本契約以外の書面に基づき甲から乙への助成金の交付が行われないこと、また(iii) 助成金は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に基づく研究費であり、乙が助成金を寄附、奨学寄附、委託研究または共同研究として受入れができないことを確認する。
- 3 甲は、助成金を本契約締結日の翌々月末日までに、乙の下記記載の金融機関口座へ振り込むものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

銀行名 : ●●銀行 ●●支店

口座名義 : ●●

口座番号 : 普通預金 ●●

（助成金の使途）

- 第5条 乙は、「Takeda Japan Medical Office Funded Research Grant 2023 応募要領」の「10. 助成金の使途」記載の事項を遵守し、また、研究者をして遵守させることを保証する。
- 2 乙または研究者が前項の規定に反して助成金を使用した場合、甲は本契約を解除することができる。
- 3 乙は、第4条第1項に定める助成金のうち以下の各号に該当するものは、当該金額を甲に対して返還するものとする。
- 未使用のもの
 - 乙以外の研究機関で使用したもの
 - 本研究の運営経費以外に使用したもの
 - 「出張旅費等」のうち、研究者が学会等で本研究成果を発表する際の研究者の旅費以外に使用したもの
 - 「出張旅費等」のうち、250,000円を超える費用
 - 研究助成期間外に納品された物品等の費用、または、研究助成期間外の学会発表の費用
 - 申請書に記載の使途以外で使用したもの、ただし事前に甲が認めたものは除く
 - 研究責任者が何らかの理由により本研究に研究責任者として関与しなくなった日から起算した助成金の未使用分

（本研究の実施）

- 第6条 本研究の詳細は、研究者が甲に提出した申請書および本研究計画のコンセプトに記載のとおりとする。
- 2 甲は、本研究の進捗状況および会計等について、乙に対し書面による報告を求めることができる。
- 3 助成対象者として相応しくない研究者の行為（研究不正等）または研究者が甲に提出した「同意書」および「利益相反に関する申告書」に虚偽の記載があった場合、乙は第4条第1項に定める助成金全額を甲に対して返還するものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第7条 甲および乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約により生じる権利・義務の全部または一部を第三者に譲渡・移転し、承継させ、または質権その他の担保の目的に供してはならない。

（不可抗力等）

- 第8条 天災地変その他甲乙いずれの責にも帰しえない事由（以下、「不可抗力」という。）により、本契約の全部または一部の履行が遅滞・不能となった場合、甲および乙は、速やかに相手方に対しその旨を通知するものとし、当該不可抗力が存続する限度において、本契約に基づく義務（不可抗力により履行が遅滞または不能となった義務に限る。）の不履行に基づく責任を免れる。
- 2 前項の場合は、甲および乙は、双方協議のうえ、本契約の全部または一部を解除もしくは変更することができる。

（成果の公表等）

第9条 乙は、研究者をして、本研究の成果を公表する場合に「Takeda Japan Medical Office Funded Research Grant 2023による研究助成である」旨明記させ、公表された論文の別刷または学会発表の抄録を甲に提出させるものとする。

- 2 乙は、研究者をして、本研究に関する論文を投稿する場合、事前に甲に報告させるものとする。
- 3 乙は、本研究の研究者が2025年3月までに本研究に関する論文の投稿を完了、または学会・論文発表が出来なかった場合、乙が2026年の「Takeda Japan Medical Office Funded Research Grant」に申請できないことを了承する。
- 4 乙は、研究者をして、本研究の成果報告書を、2025年4月末日までに、甲に提出させるものとする。
- 5 研究者が前項の規定に反して成果報告書を甲に提出しなかった場合、乙は第4条第1項に定める助成金全額を甲に対して返還するものとする。

(助成金使途報告)

第10条 乙は、2025年4月末日までに、助成金使途報告書および証憑の写しを、甲に提出するものとする。

- 2 乙が前項の規定に反して助成金使途報告書および証憑の写しを甲に提出しなかった場合、乙は第4条第1項に定める助成金全額を甲に対して返還するものとする。
- 3 甲は、乙の助成金の使途に疑義がある場合は、自らまたは甲の指定する者により、助成金の使途について、実地または書面による監査を行うことができる。

(情報公開に関する同意)

第11条 乙は、甲が定めた「企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針」(<https://www.takeda.com/ja-jp/who-we-are/disclosure/medical2019/>)に従って、本研究に関する以下の情報が、甲の会計年度(毎年4月1日～翌年3月31日)の決算終了後、甲のウェブサイト等を通じて公開されることに同意する。なお、この同意は、事由のいかんを問わず、撤回され得ないものであることを確認する。

- 一 乙の施設名
- 二 甲の会計年度中に甲が乙に支払った研究費の件数および総額(消費税等除く)

(反社会的勢力の排除等)

第12条 甲および乙(甲または乙の代表者、役員および実質的に経営を支配する者を含む。また、乙については、研究者を含む。以下同じ。)は、相手方に対し、自らが次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 一 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下、併せて「反社会的勢力」という。)であること、または反社会的勢力であったこと(ただし、反社会的勢力でなくなってから5年が経過している場合は除く。)
 - 二 反社会的勢力と密接な関係を有する(反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係をいい、暴力団周辺者や共存者等であること、すなわち、反社会的勢力に協力し、または反社会的勢力を利用する関係にあることを含むがこれらに限られない。)こと、または有していたこと(ただし、当該密接な関係が解消されてから5年が経過している場合は除く。)
 - 三 反社会的勢力に協力若しくは関与していること、または自らの経営に反社会的勢力が関与していること
 - 四 直接または第三者を介して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動または暴力を用いる行為、その他これらに準ずる行為を行うこと
 - 五 直接または第三者を介して、風説を流布されまたは偽計もしくは威力を用いられたことにより、信用を毀損されまたは業務を妨害されたとき、その他これらに準ずる行為を行うこと
 - 六 反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと
- 2 甲および乙は、相手方が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力するものとする。
- 3 甲および乙は、相手方が第1項各号のいずれかに該当すると判明した場合、催告その他いずれの手段を要することなく、本契約を解除し、併せて自らが被った損害の賠償を相手方に請求することができる。なお、本契約を解除した甲または乙は、かかる解除により相手方に損害が生じても何らこれを賠償または補償する責を負わない。
- 4 前項に基づき、甲が本契約を解除した場合、乙は、本契約が解除されることになった時点において、第4条に基づき支払われた助成金のうち、未使用の助成金がある場合の当該未使用助成金を甲に対して返還するものとする。

(利益相反等)

第13条 乙は、本研究との間に利益相反が生じるおそれのある事項であって甲に開示していないものは存在しないことを、表明し保証する。なお、「利益相反が生じるおそれのある事項」とは、以下に掲げるものを含むが、これらに限られない。

- 一 研究者が甲の医薬品の製造承認、効能追加等の承認審査や安全性情報に影響を有する公的役職に携わっていること
 - 二 研究者が甲の医薬品の製造承認、効能追加等の承認審査や安全性情報に影響を有する公的研究に関与していること
 - 三 研究者が甲の医薬品の治験に参加していること
 - 四 本研究との間に利益相反を生じるおそれがあるコンサルティングその他の業務を研究者が第三者から受託していること
- 2 乙は、本研究期間中に、利益相反が生じるおそれがある事項が生じ、またはそのおそれがある場合、予め甲に通知しなければならない。甲は、当該通知を受けた場合、またはかかる利益相反が生じるおそれのある事項を知った場合、直ちに本契約を解除することができる。
- 3 前項に基づき甲が本契約を解除した場合、または、乙が第1項の規定に違反した場合、乙は第4条第1項に定める助成金全額を甲に対して返還するものとする。

(機密情報の保持)

第14条 甲および乙は、文書、口頭、電磁的記録媒体等のいずれの方法によるかを問わず、相手方から開示された図面・データ・仕様書等の資料、ノウハウ・アイデア等の営業上もしくは技術上の情報またはサンプル等の物品のうち、秘密であることが明示されたもの(以下、併せて「秘密情報」という。)について、厳に秘密を保持するものとし、本契約の目的以外にこれを用いてはならず、また、事前に相手方の承諾を得ずにこれを第三者に開示漏洩してはならない。なお、口頭または視覚的方法によって相手方に開示した秘密情報については、開示後7日以内に秘密であることを相手方に書面で通知しなければならない。

- 2 前項の規定は、次の各号の一に該当する情報には適用しない。
 - 一 相手方から開示を受けまたは知得する以前に、既に所有していたことを証明できるもの

